

和解条項

1. (1) 控訴人は、被控訴人が被控訴人大学の名称として「京都芸術大学」及び「Kyoto University of the Arts」を使用することに自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない（不正競争防止法、商標法その他法的根拠を問わず、使用の差止め及び損害賠償を含む如何なる請求も自ら行わず、また、第三者をして行わせない。）。
(2) 被控訴人は、控訴人が控訴人大学の通称又は略称として「京都芸大」及び「京芸」を使用することに自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない（不正競争防止法、商標法その他法的根拠を問わず、使用の差止め及び損害賠償を含む如何なる請求も自ら行わず、また、第三者をして行わせない。）。
2. (1) 被控訴人は、今後、被控訴人大学の通称又は略称として「京都芸大」及び「京芸」を自ら使用せず、また、第三者をして使用させない（第三者が自ら使用した場合については、被控訴人は何らの責任を負わない。）。
(2) 控訴人は、今後、控訴人大学の通称又は略称として「京都芸術大学」を自ら使用せず、また、第三者をして使用させない（第三者が自ら使用した場合については、控訴人は何らの責任を負わない。）。
3. (1) 控訴人の「京都芸大」の商標登録について、被控訴人は、自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない。被控訴人は、今後、指定商品及び指定役務を問わず「京都芸大」及び「京芸」の商標登録の出願を行わない。
(2) 被控訴人の「京都芸術大学」の商標登録について、控訴人は、自ら異議を述べず、また、第三者をして異議を述べさせない。控訴人は、「京都芸術大学」の商標登録の出願を全て取り下げ、今後、指定商品及び指定役務を問わず「京都芸術大学」の商標登録の出願を行わない。

別紙

4. 当事者双方は、互いに、相手方のこれまでの研究、教育及びその他の活動に敬意を表し、協力して芸術の発展に寄与することをここに表明するとともに、相手方の名称（通称又は略称を含む。）に関して互いに誹謗中傷を行わず、また、第三者をして誹謗中傷を行わせないものとする。
5. 当事者双方は、本和解成立後直ちに、当事者双方の各ウェブサイトにおいて、それぞれ別紙記載のとおり、連名で公表するものとする。
6. 当事者双方は、控訴人と被控訴人との間において、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
7. 訴訟費用は、第1, 2審とも、各自の負担とする。